

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書の提出について

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書を次のとおり提出する。

平成30年5月31日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，財務大臣，国土交通大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

京都市では、昭和5年度に合流式下水道を採用して下水道事業に着手し、事業の拡張期である昭和50年代から平成初期にかけて整備の最盛期を迎え、平安建都1200年に当たる平成6年度に市街化区域の下水道整備を概成した。これにより敷設された管路等は、順次、標準耐用年数を迎え、その改築・更新のための財源確保が大きな課題となっている。

一方で、節水型社会の定着や人口減少等に伴う水需要の減少により、財政状況は厳しさを増している。このため、京都市では、今後10年間の取組をまとめた経営ビジョンを平成30年3月に策定し、厳しい経営環境においても着実に事業を推進するため、更なる経営効率化を図ることとしている。

このような中、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は「受益者負担の原則」と整合的なものに見直すことが必要であり、汚水施設の改築は原則として使用料で賄うべきとの趣旨の提言がなされた。これを受けた国の平成30年度予算では、国庫補助が未普及の解消と雨水対策に重点配分されたところである。

これにより、今後、老朽化した合流式下水道を含む汚水に係る施設の改築への国庫補助が削減され、又は廃止されることとなれば、下水道使用料の増額改定や一般会計繰入金が増額により必要な財源を賄わざるを得ず、極めて深刻な状況であると受け止めている。

下水道は高い公共性を有する社会資本であり、水質汚濁防止法にも国の責務が明示されている。また、その国庫補助は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されるとともに、下水道法において、施設の設置に加えて改築についても国庫補助の対象とされている。

京都市の下水道は、市民生活を支える重要な都市基盤であるだけでなく、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置し、下流域に位置する都市で暮らす1,100万人の水道水源の保全や、閉鎖性水域である大阪湾、瀬戸内海の水環境の保全を図るうえでも重要な役割を担っている。こうした下水道を支える国の責務は、新設時も改築時も変わるものではなく、今後も国の支援が不可欠である。

よって国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり、市民の命を守り、快適な暮らしを支えるとともに、公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するよう、強く求める。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。